

若しくは第二項又は附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二条第二項」と、「以下この条及び次条第一項第一号ロ」とあるのは「次号」と読み替えて、同項（第三号を除く。）を適用する。

4 第二十九条の三第三項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同条第三項中「前条第二項の」とあるのは「附則第二条第二項第一号の」と、「次号から第四号まで」とあるのは「次号」と、「高額療養費多数回該当の場合」とあるのは「当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（前条第一項若しくは第二項又は附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二条第二項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。

5 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第二十九条の三第一項第三号に定める額とする。

6 特定非課税被保険者に係る第二十九条の三第四項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

7 第二十九条の四第一項の規定により特定非課税被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について保険者が保険医療機関等に支払うものとする額の算定に当たつては、当該特定非課税被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、第二十九条の四第一項及び第二項中「第二十九条の二第二項又は第三項」とあるのは「第二十九条の二第三項又は附則第二条第二項」とする。

一 第二十九条の四第一項第一号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

二 第二十九条の四第一項第二号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

8 第一項、第二項及び前二項の特定非課税被保険者は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 被保険者が市町村の行う国民健康保険の被保険者である場合 イ又はロのいずれかに該当する者

イ 療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において同じ。）であつて、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号。以下この項において「平成十七年地方税法改正法」という。）附則第六条第二項に該当する者と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属するすべての当該市町村の行う国民健康保険の被保険者が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

ロ 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六条第四項に該当する者と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属するすべての当該市町村の行う国民健康保険の被保険者が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

二 被保険者が組合の行う国民健康保険の被保険者である場合 イ又はロのいずれかに該当する者

合にあつては、平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六条第二項に該当する者と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の組合員及びその世帯に属するすべての当該組合の行う国民健康保険の被保険者が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

ロ 療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であつて、平成十七年地方税法改正法附則第六条第四項に該当する者と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の組合員及びその世帯に属するすべての当該組合の行う国民健康保険の被保険者が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）

老人保健法施行令等の一部を改正する政令（案）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（老人保健法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の老人保健法施行令第四条第三項及び第十五条第一項第四号の規定は、医療を受ける日の属する月が平成十八年八月以後の場合及び療養のあった日が同月以後の場合について適用し、医療を受ける日の属する月が同年七月までの場合及び療養のあった月が同月までの場合については、なお従前の例による。

第三条 老人保健法（以下この項において「法」という。）第二十八条第一項第二号の規定が適用される者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定所得老人医療対象者」という。）に係る老人保健法施行令（以下この条において「令」という。）第十四条第一項の高額医療費算定基準

額は、令第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 医療を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における法第二十八条第一項第二号の所得の額が二百十三万円未満である者

二 医療を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における令第四条第三項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の法第十七条第二項に規定する老人医療受給対象者（第四号において単に「老人医療受給対象者」という。）又は令第三条に規定する者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

三 医療を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における法第二十八条第一項第二号の所得の額が二百十三万円未満である者

四 医療を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における令第四条第三項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の老人医療受給対象者又は令第三条に規定する者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者）

2 特定所得老人医療対象者に係る令第十四条第二項の高額医療費算定基準額は、令第十五条第二項の規定

にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

3 令第十六条第一項の規定により特定所得老人医療対象者に対し支給すべき高額医療費について市町村長が同項に規定する医療機関に支払うものとする額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。

一 令第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号イに定める額

二 令第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第六条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七条の二第四項及び第二十九条の三第三項第四号の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成十八年八月以後の場合及び療養のあった日が同月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合及び療養のあった日が同月までの場合については、なお従前の例による。

第十一条 国民健康保険法（以下この条において「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定が適用さ

れる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定所得被保険者」という。

）に係る国民健康保険法施行令（以下この条において「令」という。）第二十九条の二第二項の高額療養費算定基準額は、令第二十九条の三第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 療養の給付を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における法第四十

二条第一項第四号の所得の額が二百十三万円未満である者

二 療養の給付を受ける日の属する月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合における令第二十

七条の二第四項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者又は令第二十七条の二第一項に規定する者に限る。第四号において同じ。）がない者にあつては四百八十四万円未満である者）

三 療養の給付を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における法第四十

二条第一項第四号の所得の額が二百十三万円未満である者

四 療養の給付を受ける日の属する月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合における令第二十

七条の二第四項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の被保険者がいな

い者にあつては四百八十四万円未満である者)

2 特定所得被保険者に係る令第二十九条の二第三項の高額医療費算定基準額は、令第二十九条の三第四項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

3 令第二十九条の四第一項の規定により特定所得被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払うものとする額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する当該一部負担金の額又は特定療養費負担額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。

一 令第二十九条の四第一項第一号に掲げる療養 同号イに定める額

二 令第二十九条の四第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額



保発第 号
平成18年7月 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

老人保健法施行令等の一部を改正する政令の施行について

老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第〇〇号）が、平成18年7月〇〇日に公布され、同日より施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合に対する周知を図り、その円滑な実施に配慮されたい。

記

I 改正の趣旨

- 1 平成16年度税制改正において、公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止が行われたこと、並びに平成17年度税制改正において、65歳以上の者についての住民税非課税措置が廃止されたことに伴い、老人保健法等における一部負担金の割合が2割となる者（以下「現役並み所得者」という。）の判定基準とする収入額を改めるとともに、一部負担金の割合等に変更のある者について急激な負担を緩和するため、平成18年8月から2年間経過措置を講じる。
- 2 市町村民税非課税等の世帯のうち所得が一定の基準に満たない世帯（以下「低所得I区分」という。）の対象範囲の拡大のため、区分判定における雑所得の算定に係る公的年金等控除額を改める。

II 改正の内容

1 老人保健法施行令関係

- ① 現役並み所得者の判定基準とする収入の額については、次のとおり改正を行ったこと。
 - なお、この改正については、平成18年8月から適用されるものであること。
 - i 高齢者複数世帯における収入の額については、621万円から520万円に改めたこと。
 - ii 高齢者単身世帯における収入の額については、484万円から383万円に改めたこと。

② 低所得Ⅰ区分の判定に当たっては、雑所得の算定に係る公的年金等控除額について、「65万円」を適用しているところを、平成18年8月より「80万円」に改めたこと。

③ 公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般の世帯と同額の限度額を適用すること。対象者は次の所得及び収入の額のいずれかに該当する者(特定所得老人医療対象者)とすること。

i 所得 所得の額については、145万円以上213万円未満

ii 収入 高齢者複数世帯における収入の額については、520万円以上621万円未満

高齢者単身世帯における収入の額については、383万円以上484万円未満

④ 65歳以上の者についての住民税非課税措置が廃止されたことに伴い、地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者(以下「税法上の経過措置対象者」という。)と同一の世帯に属する市町村民税非課税者(特定非課税老人医療対象者)について、市町村民税非課税等の世帯(低所得Ⅱ区分)と同額の自己負担限度額を適用すること。

また、税法上の経過措置対象者と同一の世帯に属する老齢福祉年金受給者又は税法上の経過措置対象者が老齢福祉年金受給者(特定年金受給老人医療対象者)である場合には、低所得Ⅰ区分と同額の自己負担限度額を適用すること。

なお、この経過措置については平成18年8月から2年間適用されるものであること。

2 国民健康保険法施行令関係

70歳以上の被保険者については、上記1と同様の改正を行ったこと。

3 健康保険法施行令及び船員保険法施行令関係

70歳以上の被保険者及び70歳以上の被扶養者については、上記1と同様の改正を行い、適用の時期については、1のうち①及び③については平成18年9月より、②及び④については、平成18年8月より適用されるものであること。

老人保健法施行令等の一部を改正する政令概要

1. 改正の趣旨

平成16年度税制改正において公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止並びに平成17年度税制改正において、65歳以上の者についての住民税非課税措置の廃止が行われたことに伴い、老人保健法施行令等において所要の改正及び経過措置を講じるもの。

2. 改正の内容

① 70歳以上の現役並み所得者に係る基準の設定

- ・ 課税所得額 145万円（現行と同額）
- ・ 収入額
 - （高齢者複数世帯）621万円→520万円
 - （高齢者単身世帯）484万円→383万円

② 低所得区分の対象範囲の拡大

〔改正内容〕

低所得Ⅰ区分の判定に当たっては、雑所得の算定に係る公的年金等控除額について、現在「65万円」を適用しているところであるが、平成18年8月より「80万円」を適用することとする。

③ 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う高額医療費算定の特例

※「老人医療受給対象者等」には70歳以上の高齢受給者を含む。

(1) 特例内容

低所得者世帯の自己負担限度額は、世帯員全員が非課税の場合に適用されるものであるが、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯員のうち一部（例えば夫）が課税者となるが、一部（例えば妻）は非課税者の場合、平成18年8月から2年間、非課税者（例えば妻）について、低所得Ⅱの限度額とみなす。

また、食事の標準負担額についても低所得Ⅱの額とみなす。

(2) 特例対象者

地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者（前年の合計所得金額125万円以下であって平成17年1月1日現在において65歳以上の者。以下「税法上の経過措置対象者」という。）と同一世帯の市町村民税非課税である老人医療受給対象者等。

〔老齢福祉年金受給者に係る適用〕

税法上の経過措置対象者と同一世帯に属する市町村民税非課税者である老齢福祉年金受給者については、「低所得Ⅰ」とみなす。

また、老齢福祉年金受給者が税法上の経過措置対象者である場合についても同様に、「低所得Ⅰ」とみなす。

ただし、それぞれ同一世帯に市町村民税課税者（税法上の経過措置対象者を除く）がいる場合を除く。

④ 公的年金等控除の見直しに伴う経過措置

(1) 経過措置内容

公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般とみなす。

(2) 判定基準

- ・ 課税所得額 145万円以上213万円未満
- ・ 収入額
 - （高齢者複数世帯）520万円以上621万円未満
 - （高齢者単身世帯）383万円以上484万円未満

3. 施行及び適用

公布日施行とする。

平成18年度の現役並み所得者の判定等から適用するため、老人保健及び国民健康保険については平成18年8月から適用する。

健康保険、船員保険、国家公務員共済及び地方公務員等共済については、②及び③について平成18年8月から、①及び④について平成18年9月から適用することとする。



保総発第 号
平成18年7月 日

各 都道府県 老人保健主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省保険局総務課長

「老人医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて」等の一部改正について（通知）

老人保健法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第〇〇号）が平成18年7月〇〇日から施行されることに伴い、「老人医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて」（平成14年9月24日保総発第0924001号各都道府県・指定都市老人保健主管部（局）長あて厚生労働省保険局総務課長通知）及び「老人医療の高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の特例的措置の取扱いについて」（平成14年9月12日保総発第0912001号各都道府県・指定都市老人保健主管部（局）長あて厚生労働省保険局総務課長通知）の一部を下記のとおり改正し、同年18年8月1日から適用することとしたので、貴都道府県内市町村（特別区を含む。）に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

記

1. 「老人医療に係る一部負担金の割合の判定等の取扱いについて」の一部改正
Iの第2の2の(1)中「621万円」を「520万円」に改め、同(2)中「484万円」を「383万円」に改める。
2. 「老人医療の高額医療費の支給及び食事療養に係る標準負担額の特例的措置の取扱いについて」の一部改正
Iの第三の3の(1)中「65万円」を「80万円」に改める。